特別償却限度額の欄の金額
法規別表十六(九)「8」の欄の金額

と、新規則様式第二の記載要領第四号の表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却の項中

第68条の10第1項（償却費）（第42条の5第1項第1号）	10598	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第1項（第42条の5第1項第1号））	10599	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第68条の10第1項（償却費）（第42条の5第1項第2号）	10600	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第1項（第42条の5第1項第2号））	10601	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第68条の10第1項（償却費）（第42条の5第1項第3号）	10602	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第1項（第42条の5第1項第3号））	10603	法規別表十六(九)「8」の欄の金額

第68条の10第1項（償却費）（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第88条第1項の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第42条の5第1項各号）	10598	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第1項（第42条の5第1項第1号））	10599	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）	10599	法規別表十六(九)「8」の欄の金額

とあるのは

第68条の10第1項（償却費）（第42条の5第1項第1号）	10598	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第1項（第42条の5第1項第1号））	10599	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第68条の10第1項（償却費）（第42条の5第1項第2号）	10600	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第1項（第42条の5第1項第2号））	10601	法規別表十六(九)「8」の欄の金額
第68条の10第1項（償却費）（第42条の5第1項第3号）	10602	特別償却限度額の欄の金額
第68条の41第1項又は第11項（特別償却準備金）（第68条の10第1項（第42条の5第1項第3号））	10603	法規別表十六(九)「8」の欄の金額

とする。

4　施行日から前条第三号に定める日の前日までの間における新規則様式第一の記載要領第四号の表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の項中「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」とあるのは「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除」と、新規則様式第二の記載要領第四号の表地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の項中「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」とあるのは「特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除」とする。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に五号を加える改正規定中同項第七号を次のように改める。

七　平成三十年改正法附則第八十九条第一項又は第百五条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされる場合における平成三十年旧措置法第四十二条の五第一項又は第六十八条の十第一項の規定

○財務省令第三十八号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）を実施するため、復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十三日　　財務大臣　麻生　太郎

復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別法人税に関する省令（平成二十四年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表一の記載要領第四号を同第六号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

2　「(ふりがな)代表者自署押印」の欄は、内国法人（法第40条第1号に規定する内国法人をいう。次号において同じ。）が平成30年4月1日以後に修正申告（同条第15号に規定する修正申告書の提出をいう。以下この記載要領において同じ。）をする場合は「(ふりがな)代表者記名押印」として記載し、外国法人（同条第2号に規定する外国法人をいう。次号において同じ。）が同日以後に修正申告をする場合は「代表者」として記載すること。

3　「経理責任者自署押印」の欄は、内国法人が平成30年4月1日以後に修正申告をする場合は記載を要せず、外国法人が同日以後に修正申告をする場合は「国内源泉所得に係る事業等の責任者記名押印」として記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　八四〇円（本体　七八〇円）　（配送料別）